

## 環境社会配慮・CSR 活動に係る実践事例

持続可能な社会づくりに向けて世界で取り組まれている実践事例(グッドプラクティス)とりわけ民間企業や非営利組織による自主的な取り組みは、近年急速な増加を見せている。ここで紹介するのはその代表的事例の一部である。

### 1. 電子機器業界行動規範(Electronic Industry Code of Conduct)の制定

電子機器業界行動規範は、当初世界的なコンピューター・メーカーである IBM、Dell、HP (いずれも米国)、そして EMS(Electronic Manufacturing Services)大手の Celestica(カナダ)、Flextronics(シンガポール)、Sanmina(米国)等によって、2004 年に作成された。現在では日本のソニーや中国の lenovo もこの行動規範を採用している。電子機器産業は、世界各地に部品、部材の調達先があるため、世界中の政府や顧客によって示される多種多様な社会的責任と環境基準を満たすことを求められている。このような責任や基準における不一致は、基準の遵守および遵守状況の検査を複雑なものとする。この行動規範は業界としてその社会的責任を統一のものとする事で、世界的な電子機器のサプライチェーンの効率性を共に分かち合おうとするものである。本規範は電子機器産業サプライチェーンの労働環境が安全で、従業員が尊敬と尊厳を以って扱われ、製造過程で環境配慮が適切に実施されることが保証されるよう、その基準の大枠を定めている。本規範はまた、社会的責任、環境的責任を先進的なものとするため、法令遵守を超えて、国際的に認められた基準に依拠することを奨励している。

(<http://www.eicc.info/index.html>)

### 2. グリーン調達調査の国際標準(JIG)および製品含有化学物質管理ガイドラインの発行

日本の主要な電機・電子機器メーカーおよび部品・材料メーカーが参加しているグリーン調達調査共通化協議会(Japan Green Procurement Survey Standardization Initiative: JGPSSI)では、企業間における部品や材料に含まれる化学物質の調査作業の効率化を目的として、「調査対象化学物質の種類」と「調査回答フォーマット」の共通化に、2001年1月の発足以来、取り組んできた。そして、米国電子工業会(Electronic Industries Alliance: EIA)および欧州情報通信技術製造者協会(European Information and Communication Technology Industry Association: EICTA)と連携し、2005年5月製品材料・部品の化学物質含有量の報告(データ開示)に関する初の国際標準を発行した。標準の名称は Joint Industry Guide for Material Composition Declaration for Electronic Products (JIG)である。このような標準化の動きは、特定の化学物質の使用を制限しようとする国際的な環境規制の動き、例えば「特定有害物質の使用制限に関する EU 指令(RoHS 指令、2006年7月発効)」を背景としたものである。JIG に基づいたグリーン調達調査は、日本では 2006年2月から JGPSSI によってその運用が開始されている。JGPSSI はさらに、2005年9月、グリーン調達の調査、回答内容の信頼性を高めるため、企業の製品含有化学物質管理の指針として、「製品含有化学物質管理ガイドライン」を発行している。

(<http://www.jgpssi.jp/>)

### 3. 化学産業界が取り組むレスポンシブル・ケア

レスポンシブル・ケアは「製品すべてのライフサイクルにおいて、健康、安全、環境に配慮することを経営方針のもとで公約し、自主的に環境安全対策の実行、改善をはかっていく」という化学産業の自主管理活動である。1985年にカナダで始まったこの活動の社会的背景としては、市場に提供される化学物質や製品の量、用途が拡大したこと、環境安全に関する社会の人々の関心が多様化したこと、生産者、取り扱い者、利用者の範囲が拡大したこと、等の諸点が指摘されている。アジェンダ21でも奨励されたこの活動は、2005年4月現在、世界52カ国の化学産業界で展開されている。日本では1995年設立の日本レスポンシブル・ケア協議会(Japan Responsible Care Council)を中心とする普及活動によって、2006年4月現在、加盟企業103社へと広がりを見せている。レスポンシブル・ケア活動の基本は次の6本柱とされている。

- ・ 環境保全
- ・ 保安防災
- ・ 労働安全衛生
- ・ 化学品・製品安全
- ・ 物流安全
- ・ コミュニケーション(成果の公表・社会との対話)

([http://www.nikkakyo.org/upload\\_files/rc/responsiblecare.html](http://www.nikkakyo.org/upload_files/rc/responsiblecare.html))

### 4. 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のための認証制度とその普及

国連食糧農業機関(FAO)の報告によれば、2000年から2005年にかけての世界の天然林の消失面積は年間1,300万ヘクタール(日本国土の約3分の1)という急激なものとなっている。世界の森林問題を解決するためには、保護区作りのみならず、森林の質を維持・向上させながらの資源供給のための適切な森林管理の実現が求められている。そして、独立した第三者機関が、森林管理をある基準に照らし、それを満たしているかどうかを評価・認証していく制度を森林認証制度と言う。1993年10月に25カ国130人の代表者によって非営利の国際会員制組織として設立されたFSC(Forest Stewardship Council、森林管理協議会)は、森林管理に関連した基準を作成し、林産物のラベリング制度を開発した、先駆的団体である。FSC認証には大きく2つの形態がある。森林管理の認証(Forest Management <FM>認証)は、管理されている森林、林地に適用される。そして、生産・加工・流通過程の管理の認証(Chain of Custody <CoC> 認証)は、認証された林産物を通じその林産物の加工過程の経路が追跡できること、完成した林産物がFM認証森林、その他FSCの定める基準を満たしたもから来たものであることを保証している。「FSCの原則と規準(国際基準)」は10の原則から成っている(法律とFSCの原則の遵守、 保有権、 使用権および責務、 先住民の権利、 地域社会との関係と労働者の権利、 森林のもたらす便益、 環境への影響、 管理計画、 モニタリングと評価、 保護価値の高い森林の保存、 植林)。FSCは認証機関を認定し、この認証機関が森林管理あるいは製品の認証を行う。このようなFSCの枠組みに基づいたFM認証は、2007年9月時点で、世界76カ国、887カ所、認証面積90,870,769ha、日本に限れば23カ所、認証面積276,492haとなっている。

CoC 認証は、全世界で 6,980 件であり、そのうち日本が 503 件を占めている。日本は英国、米国に次いで 3 番目の実績を上げている。アジアでは中国(352 件)、ベトナム(139 件)が続いている。個別の日本企業では、例えばエプソングループが 2007 年 6 月カラリオプリンタ用純正用紙について CoC 認証を取得している。なお、2006 年 2 月には、林野庁が「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を公表している。

(<http://www.forsta.or.jp/index.htm>)

(<http://www.rinya.maff.go.jp/policy2/ihou/gaideline.html>)

([http://www.epson.jp/osirase/2007/070605\\_2.htm](http://www.epson.jp/osirase/2007/070605_2.htm))

## 5. 適正農業規範 (Good Agricultural Practice: GAP(ジー・エー・ピー))の策定と普及

ヨーロッパを中心に普及が進んでいる Good Agricultural Practice(GAP)とは、農産物の生産段階において、病原微生物や汚染物質、異物混入等のリスクを最小限に抑え、食品の安全性を確保することを目的として、農業生産の作業工程ごとに想定されるリスク要因とその対応策を示す手引きであり、この手引きを実践する取り組みのことを指す。日本の農林水産省はこれを農業生産工程管理手法と捉え、「21 世紀新農政 2007」に基づきその普及を進めている。GAP の英語の言葉の意味をそのまま取れば「良い農業のやり方」あるいは「良い農業の実践」であるが、日本では通常「適正農業規範」と呼んでいる。ヨーロッパにおいては、ヨーロッパ小売業農産物特別調査委員会(the Euro-Retailers Produce Working Group: EUREP)に属する小売業者の発案で、1997 年に EUREPGAP がスタートしている。英国の小売業者が大陸ヨーロッパのスーパーマーケットと共にこの活動の推進力となった。この動きは生産物の安全性、環境上の、そして労働面での基準や規範への消費者の関心の高まりに反応したもので、しばしば相互に非常に異なっている基準や規範を統一することを決めている。共通の認証基準の開発は農業生産者の関心事でもあった。農業生産者は毎年異なった基準を押し付けてくる多種多様な監査に耐えねばならなかったからであり、このような事情を踏まえ、EUREP は適正農業規範(GAP)の開発のために基準と手続きを統一化する作業を開始した。この作業は、統合作物管理(Integrated Crop Management)の重要性強調し、働く者の福利厚生に対する責任ある取り組みを含むものである。その後の 10 年で世界中の農業生産者や小売業者が参加することで EUREPGAP は世界的な重要性を獲得するに至った。そして、2007 年 9 月 EUREPGAP はその名称を GLOBALGAP に変更した。また、2007 年 8 月 10 日には、NPO 法人日本 GAP 協会が開発した JGAP が EUREPGAP との同等性認証を獲得している。EUREPGAP(あるいは GLOBALGAP)との同等性認証を獲得した適性農業規範としては、他に ChileGAP、ChinaGAP、KenyaGAP、ThaiGAP がある。日本の個別企業では、イオン(AEON)が熱心に取り組んでおり、GLOBALGAP の部門別委員会(Sector Committees)にも代表を出している。

(<http://www.globalgap.org>)

(<http://jgai.jp>)

([http://www.maff.go.jp/syohi\\_anzen/gap/index.htm](http://www.maff.go.jp/syohi_anzen/gap/index.htm))

## 6. 海洋管理協議会 (Marine Stewardship Council: MSC) の漁業認証

世界的に水産物の消費は伸び続けている。欧米では健康志向の高まり、BSE、鳥インフルエンザによる食肉不安を背景に、水産物への需要のシフトが生じている。中国では経済発展に伴い沿海部富裕層を中心に水産物への需要が急増し、流通網の整備が進んだことで、内陸部でも消費が増加している。世界的に水産物需要が増大する一方で、海洋水産資源はその多くについて限界に近付いていると指摘されている。国連食糧農業機関 (FAO) の報告によれば、水産資源の半分で資源量の上限での利用であり、4分の1が過剰利用で枯渇の恐れがある。このように水産資源の減少と枯渇が問題となる中、水産資源の将来にわたる持続可能な利用に向け 1997 年英国で設立されたのが海洋管理協議会 (MSC) である。MSC は、FAO の「責任ある漁業のための行為規範」に基づいて、「MSC 持続可能な漁業のための原則と規準」を定めた。MSC の原則は次の 3 点である。 過剰な漁獲を行わず、資源を枯渇させない。資源が枯渇している場合は、回復できる場合のみ漁業を行う。 漁場となる海の生態系やその多様性、生産力を維持できる形で漁業を行う。 国際的な、あるいは国内、地域的なルールに則した漁業を行い、持続可能な資源利用ができる制度や社会的な体制をつくる。この「MSC 持続可能な漁業のための原則と規準」に基づいて、漁業者そして流通・加工業者を MSC が認定した第三者の認証機関が審査・認証し(漁業者に対しては漁業認証、流通・加工業者の場合は CoC 認証)、その水産物には MSC の認証マーク(海のエコラベル)が与えられる。2006 年末現在で、世界の 21 の漁業が MSC 認証を受けており、450 以上の水産物が海のエコラベルを付けて販売されている。日本では現在、京都の底曳網漁業(ズワイガニ、アカカレイ)の審査が進められている。また、イオンや西友の店舗で海のエコラベル製品が購入可能である。

[\(http://www.msc.org/\)](http://www.msc.org/)

[\(<http://www.aeon.jp/kodawari/osakana/index.html>\)](http://www.aeon.jp/kodawari/osakana/index.html)

以上